

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件
 原告 1 の 1 外
 被告 福島 県 外 7 名

準備書面 (7)

平成28年 2月22日

福島地方裁判所民事部 御中

被告福島県訴訟代理人弁護士

渡 辺 健 寿



同訴訟復代理人弁護士

渡 辺 慎 太 郎



同

鈴 木 靖 裕



同

久 納 京 祐



同

安 倍 孝 祐



I 平成28年2月10日付け訴えの追加的変更申立に対する本案前の答弁

- 1 請求の趣旨第1項(作為を求める給付請求)(1)ないし(3)につき、訴えを却下する
- 2 請求の趣旨第2項(確認請求)(1)ないし(3)につき、訴えを却下する
- 3 訴訟費用は県内子ども原告らの負担とする

との判決を求める。

請求の趣旨第3項(不作為を求める給付請求)につき答弁を留保する。

請求の趣旨第3項(不作為を求める給付請求)は今回初めて追加されたものであるが、

本書面において請求の趣旨第3項に対応する請求の原因が示されず、これまで原告らが主張した内容との対応関係も明らかでないので、原告らから請求の趣旨第3項に対応する請求の原因が明らかにされたうえで、被告福島県として請求の趣旨第3項に対する答弁をすることとする。

Ⅱ 準備書面(9)に対する反論

第1 第1について

原告らが第1において述べるところは一般論であり、被告福島県において認否の限りでないが、結論において請求の趣旨第1項(予備的請求)及び請求の趣旨第2項(主位的請求)について「請求の特定」が認められるとの趣旨について争う。

なお、原告らは4について、原告は「もともと差止請求には被告の作為を求める場合と被告の不作为を求める場合の2つの態様があり、この2つは被告に命じる行為が作為か不作为かというちがいにすぎないから、前者の『請求の特定』について後者のそれと同様に考えてよく、従って、被告の作為を求める抽象的作為請求においても、実現すべき結果が明らかになってさえいれば、これを実現する手段方法が示されていなくても『請求の特定』に欠けるところはない」と主張するが、「差止請求」において「作為」を求める場合において(主張の当否を措くとしても)認められる内容が、「抽象的作為請求」の場合においても直ちに認められるとの主張は論理に飛躍がある。

上記主張のうち「前者の『請求の特定』について後者のそれと同様に考えてよく」とする根拠は何ら示されておらず、原告独自の見解である。

第2 第2について

1 1について、原告らの給付請求(請求の趣旨第1項)が、「実現すべき結果が何であるかが明白である」との点について否認する。

平成28年2月10日付け訴えの追加的変更申立にかかる請求の趣旨第1項の請求(1)及び請求(2)についていえば、同請求の趣旨において別紙(1)、別紙(2)及び別紙(3)を引用しているところ、別紙(3)でいうところの「1万ベクレル/m²超の範囲」とそれ以外の地域、別紙(1)及び別紙(2)でいうところの「3万7000ベクレル/m²超の

範囲」とそれ以外の地域の各境界線を現地において厳密に特定できるものでないことは明らかである。

即ち、図面における指示の表記が、請求の趣旨として特定されているというためには、現地において土地の境界を示すのと同程度にまで地理系座標を特定することが必要であるが、別紙(1)、別紙(2)及び別紙(3)は極めて広範囲に亘る地図であること、いずれも航空機モニタリングの結果を解析して作成されたものであるとされているが航空機モニタリング自体が空中からの概数的な数値を示すものであること等に照らして、別紙(1)、別紙(2)及び別紙(3)によって現地において土地の境界を示すのと同程度にまで地理系座標が特定できるものではない。

県内子ども原告らが主張するとおり第1項(1)及び(2)の請求が作為を求める給付請求であるということから被告に求められる作為の内容が現実に特定されていなければならない。しかるに、別紙(1)、別紙(2)及び別紙(3)の精度では現地においてあらゆる地点を特定することは到底できない。

さらに、平成28年2月10日付け訴えの追加的変更申立にかかる請求の趣旨第1項の請求(3)についていえば、「県内子ども原告らの1年間の追加実効線量(外部被ばく)が学校教育の拠点となる施設から半径1kmの地域内に0.3mSv/年を超える地点がない地域」との表記をしているところ、このような表記には以下の問題がある。

①「追加実効線量(外部被ばく)」の「追加」分を算出するためには事故前の放射線量を地点毎に特定しなければならないところ、原発事故前の放射線量があらゆる地点で測定されていたものではなく、現時点において、特定の地点について原発事故前の放射線量は不明である場合がほとんどであるから、いかなる方法により「追加」の実効線量(外部被ばく)を測定するのか、特定されていない

この点だけでも、現地における追加実効線量の測定が不可能であることは明らかである。

②「学校教育の拠点となる施設」との点について、具体的にいかなる場所を指すのか、一義的に明らかではない

③「半径1km」との点について、その中心点が「学校教育の拠点となる施設」のい

ずれの地点とされるのが明らかでない

という点において、文言上一義的に特定されていないうえ、

- ④「追加実効線量（外部被ばく）」との点について、同一の地点においても地上からの高さによって放射線量が異なるものであることは公知の事実であるところ、実効線量（外部被ばく）の測定方法が一般的に確立されているものではない
- ⑤「0.3mSv/年を超える地点がない地域」との点について、一定の地域内において『追加実効線量（外部被ばく）』がある数値を超える地点がないことを確認するためには、当該地域全面にわたってありとあらゆる地点を計測しなければならないことになるが、この場合、ある地点を計測したことによって、その地点の「1年間の『追加実効線量（外部被ばく）』が0.3mSv/年を超える」ことが判明するということはあるが、一定の地域内において、「1年間の『追加実効線量（外部被ばく）』が0.3mSv/年を超えない」こと、即ち一定の地域内のいずれの地点を計測しても1年間の「追加実効線量（外部被ばく）」が0.3mSv/年を超えないことを確認するということは現実には不可能であって、県内子ども原告らの主張する要件は、現実には充足する地域を確定することが不可能な仮想的なものにすぎない

以上のとおり、原告らの給付請求（請求の趣旨第1項）において「実現すべき結果が何であるかが明白である」とは到底認められないものである。

- 2 2について、県内子ども原告らは、平成28年2月10日付け訴えの追加的変更申立にかかる請求の趣旨第1項(3)について、「居住地に65ホンを超える騒音を到達させない」、「居住地に日平均値0.02ppmを超える二酸化窒素を排出させない」との請求を引き合いに出し、これらと同様に、「請求の趣旨1の請求(3)」について「執行段階における知見や技術レベルなどを踏まえて、測定地点と測定方法をより具体化することは可能であるからそれで十分であり、『請求の特定』に欠けるところはない」と主張するが、失当である。

「居住地に65ホンを超える騒音を到達させない」及び「居住地に日平均値0.02ppmを超える二酸化窒素を排出させない」との請求は、「居住地」が文言上一義的に決定できること、「65ホンを超える騒音」及び「日平均値0.02pp

mを超える二酸化窒素」という数値が科学的に測定可能であり基準として明確であるから、執行段階において具体化することが可能なものである。

これに対して、本件において原告が求める「学校教育の拠点となる施設から半径1kmの地域に0.3mSv/年を超える地点がない」との請求は、前記1①ないし⑤として指摘した問題があり、そもそも執行段階において具体化することが不可能なものである。

したがって、「県内子ども原告らの1年間の追加実効線量（外部被ばく）が学校教育の拠点となる施設から半径1kmの地域内に0.3mSv/年を超える地点がない地域」との表記は訴訟における請求の趣旨として特定を欠くものである。

第3 第3について

- 1 1について、県内子ども原告らは『『安全な環境で教育をせよ』という趣旨の抽象的差止請求が『請求の特定』に欠けるところはなく訴えは適法であると認められる以上、『安全な環境で教育を受ける権利がある』ことの確認を求める確認請求も『確認の利益』を認められ」と主張するが、失当である。

「請求の特定」と「確認の利益」とは、訴訟手続上、必要とされる機能及び判断基準が異なるから、『『安全な環境で教育をせよ』という趣旨の抽象的差止請求（抽象的作為請求の誤記であると思われる）」が「請求の特定」の観点から適法であると仮定しても、そのことから直ちに『『安全な環境で教育を受ける権利がある』ことの確認を求める確認請求の『確認の利益』』が認められるという関係にはなく、県内子ども原告らの主張には論理の飛躍がある。

さらに、本件の場合、前述のとおり原告らの請求の趣旨第1項(1)ないし(3)は、訴訟における請求の趣旨として特定を欠くものであるから、原告らの立論は前提を誤ったものであり、失当である。

- 2 2について、県内子ども原告らは、原告らの請求の趣旨第2項(1)ないし(3)の確認請求が、「事故直後から現在に至り、なおかつ将来にわたる紛争の抜本的解決ないしは包括的解決に資する」と主張するが、争う。

県内子ども原告ら自身が認めているとおり、被告らには教育行政に関し広範な裁量

があるところであり、結局のところ、県内子ども原告らが請求の趣旨第2項(1)ないし(3)にかかる権利の確認を求めることによって、県内子ども原告らの求める内容（その内容は必ずしも定かではないが）を実現することにはならないのである。